令和９年度
県の予算・制度に関する要望書

相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、子ども達の笑顔が輝き、未来に希望を抱くことができる「幸せ色あふれるまち」を実現するために、「子育て」、「教育」、「まちづくり」に重点を置きながら、起業・産業支援をはじめ、健康・福祉、災害・安全対策、環境対策など幅広い分野において施策を総合的に推進することで、皆様から「子育てするなら相模原」、「教育を受けるなら相模原」、「起業するなら相模原」、「第二第三の人生を楽しむなら相模原」と言っていただき、選んでいただけるまちづくりに取り組んでおります。

これらの市政を推進するに当たりましては、少子高齢化の影響などによる扶助費の増加や、公共施設や社会インフラの老朽化、物価高騰や人件費上昇の影響、大規模災害等への備えなど、社会経済動向等を注視しながら、様々な財政需要に適切に対応していく必要があり、地方創生２．０の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、少子化対策・子ども政策の着実な実施に向けて取り組んでいるところです。

また、今後も本市が持続的に成長・発展を続けるために、行財政基盤を維持しながら、都市経営を戦略的に進めるとともに、市総合計画に基づく施策・事業をより効果的かつ着実に推進することが必要です。

本要望書は、本市が目指すまちづくりを実現するため、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和９年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項への特段の御配慮をお願いいたします。

令和8年11月　相模原市長　本村賢太郎

目　次

重点要望事項

１　防災対策の取組の推進
（１）土砂災害対策の推進……１
（２）二級河川境川の改修……２
（３）既存擁壁の安全対策に係る取組の更なる推進【新規】……３
２　宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進……４
３　市町村による独自の処遇改善によらない
保育士等の確保に向けた支援……５
４　医師の働き方改革に伴う二次救急医療体制の維持に向けた
医師確保支援及び医療人材紹介事業の適正化……６
５　中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援……７
６　公共交通の担い手確保に向けた取組の推進……８
７　広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進……９
８　学校給食費の負担軽減に係る財政支援及び学校給食法の改正等……10

要望事項

９　県営水道と市営簡易水道の統合の検討に向けた取組の推進……12
10　自転車及び高齢者の交通安全対策の推進……13
11　広域的な最終処分場の確保と外部委託処理に対する財政的支援……15
12　野生鳥獣の被害対策の充実……16
13　県民の水がめとしての重要な役割を担う
水源環境の保全・再生施策の充実等……18
14　子どもの学習進学支援事業補助金の制度改善……20
15　保育士宿舎家賃支援事業費補助の県補助対象の拡大……21
16　高等学校等における授業料支援施策の拡充……22
17　障害者に係る地域生活支援事業費等補助金の適切な財政措置について…23
18　広域交通網の整備への支援……24
19　都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援……25
20　県立特別支援学校における視覚・聴覚部門の設置……26
21　交番の効果的な設置及び再編……27
22　宇宙関連産業の集積及び拠点化の推進【新規】……28

重点要望事項

１　防災対策の取組の推進

昨今の異常気象による大雨の影響により、全国各地で土砂災害等の甚大な被害が生じています。今年度についても、台風２５号では県内において土砂災害が多数発生し、５名の犠牲者も出ている状況です。こうした状況を踏まえ、次のとおり要望します。

１（１）　土砂災害対策の推進

環境農政局　緑政部　森林再生課
県土整備局　河川下水道部　砂防課

【要望事項】

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策（抜本的な防御対策工事等）及び治山事業の更なる推進等を図ること。

【要望の説明】

県においては、土砂災害対策として「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき、堰堤工や法枠工などの施設整備を行っていると承知しています。

また、森林の維持造成を通じて山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るため、「森林法」に基づき治山事業を行っていると承知しています。

本市では、令和元年東日本台風において、「土石流」や「がけ崩れ」が多数発生し甚大な被害を受けるとともに、避難場所が不足したことから、指定緊急避難場所を追加指定し、早めの避難行動を促しているところです。

こうした中、令和３年５月２５日に、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域等が追加指定されたことから、多くの人家や避難経路が土砂災害特別警戒区域内に位置することとなりました。

土砂災害防止施設の整備には、多大な費用と相当な期間を有することは承知していますが、市立藤野北小学校をはじめとする小中学校等の教育施設や、人家が多い箇所はもとより避難経路の危険箇所を解消するためにも、抜本的な防御対策工事等の更なる推進を要望します。また、急傾斜地崩壊危険区域等の指定基準について、要件を満たさない箇所においても被害が発生している状況であるため、人命を守るためにも要件緩和を要望します。

令和元年東日本台風により被害のあった山林のうち、緊急に復旧しなければならない箇所の多くは完了している状況であると承知していますが、未だ復旧していない箇所もあり、二次的被害が生じることが懸念されることから、森林の再生や安全・安心な国土基盤の形成に向けた体制の拡充と治山事業の更なる推進を要望します。

【要望の担当】

危機管理局	危機管理統括部	防災対策担当課長	滝口　明子	TEL042-707-7044
環境経済局	経済部	森林政策課長	松田　幸喜	TEL042-780-5270
教育局	教育環境部	学校施設課長	降矢　利保	TEL042-769-8281

１（２）　二級河川境川の改修

県土整備局　河川下水道部　河港課

【要望事項】

１　二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を早急に進めること。
２　雨水管の放流抑制の見直しを行うこと。

【要望の説明】

本市と町田市の行政界を流れる境川において、昭和４０年代から幾度となく集中豪雨等による氾濫により床上・床下浸水の被害を受けており、令和元年東日本台風でも浸水被害が発生し、沿川地域の住民は、集中豪雨等がある度に水災害への不安や対応を余儀なくされ、精神及び身体ともに大きな負担を強いられる状況となっています。

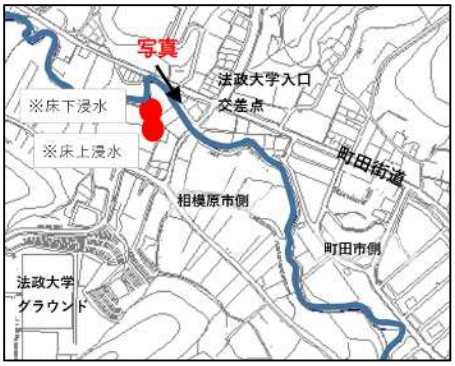
近年では、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により２１世紀末には全国平均で降雨量１．１倍、洪水発生頻度２倍の増加が見込まれており、令和３年度ではハード整備の加速化や治水計画の見直しに加え、下水道法や特定都市河川浸水被害対策法など関係する法律が改正され、「流域治水」の重要性はますます高まっているところです。

本市では、令和５年３月に、今後の気候変動の影響等を踏まえ策定した「第３次相模原市雨水対策基本計画」に基づき、順次浸水対策を実施しており、優先して雨水対策に取り組む地区である境川流域の相南地区や上鶴間地区では、令和８年度末に当面対策が完了予定です。一方、県においては、平成２７年度に策定された「境川水系河川整備計画」に基づき、時間雨量概ね６０㎜対応の河川改修を３０年計画として位置づけていますが、令和７年度末時点における堤防や護岸の整備状況は約２４％にとどまっています。

このため、本市では神奈川県管理区間において２２箇所の雨水放流量の抑制を実施しており、市が整備した雨水管の能力が十分に発揮できない状況です。特に、本年８月の千葉豪雨では、内水氾濫による浸水被害が甚大となり、本市においても、放流先である境川の整備が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、県民・市民の生命・財産を守るため、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を早急に進め、令和９年度以降の具体的な整備予定を示し、事業進捗に応じ放流量の抑制見直しが可能な箇所については早期に対応するよう強く要望します。

令和元年東日本台風における被害状況





【要望の担当】

都市建設局　下水道部　下水道経営課長　長沼　淳　　TEL042-707-1890

１（３）　既存擁壁の安全対策に係る取組の更なる推進【新規】

県土整備局　建築住宅部　建築指導課

【要望事項】

既存擁壁の安全確保に向け、所有者への周知・啓発、専門家による相談体制の充実及び財政的支援を図ること。

【要望の説明】

近年、地震や大雨等による宅地擁壁の被害が懸念される中、既存擁壁の適切な維持管理や安全対策を促進することが重要となっています。

既存擁壁については、その分布や安全性の状況を行政が網羅的に把握することが困難です。このような中、県においては、擁壁の安全対策に関する周知・啓発や、所有者による自主的な点検を促すチェックシートの作成、専門家団体との連携による相談体制の構築など、取組の充実が図られています。

一方、既存擁壁の安全性の判断には専門的知識を要しますが、県が実施する擁壁相談会のうち、令和８年度に本市で開催されたものについては、連続した２日間に限られ、予約枠も埋まっていることから、相談会の更なる充実が求められています。

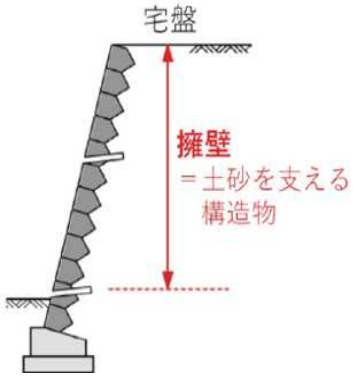
本市においては、令和５年度から既存擁壁の改修等に対する助成制度を実施し、これまで２９件の補助対象となり得る案件を把握していますが、改修には多額の費用を要することなどから、申請件数は９件にとどまっています。

このため、県による専門家を活用した相談体制の更なる充実に加え、本市が実施する擁壁改修等への助成制度については、既に国から財政的支援を受けているところですが、県においても財政的支援を講じるなど、既存擁壁の安全対策を一層推進するよう要望します。

＜参考＞（出典：令和８年５月２９日付け神奈川県記者発表資料）

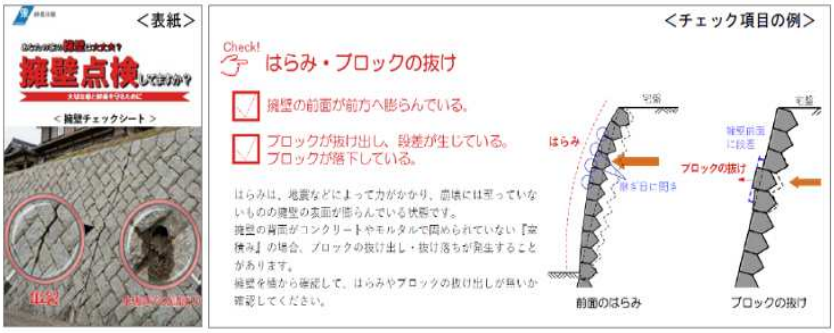
擁壁とは

擁壁は、高低差のある土地で、高い方の宅盤が崩れないように抑えるための構造物です。



※擁壁チェックシート（下図。抜粋）

擁壁に関する基礎知識や代表的な擁壁の種類、チェックを行う内容、擁壁の専門家などの相談先を記載しています。



【要望の担当】

都市建設局　まちづくり推進部　開発調整課長　栄　宏海　℡042-769-6128

２　宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進

政策局　政策部　土地水資源対策課

【要望事項】

「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」に基づき、フィッシング利用が図られるよう引き続き関係機関等と連携した取組を推進すること。

【要望の説明】

平成１１年３月に建設省（当時）、神奈川県、愛川町、清川村及び津久井町（当時）の５者は、宮ヶ瀬ダムの維持と保全を図りつつ、自然公園としての秩序ある利用を推進するとともに、地域振興を図るため、「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」を締結し、フィッシング利用を行うこととしているものの、いまだ実現には至っていません。

また、令和元年度末から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、密にならないアウトドアレジャーの需要が顕在化し、フィッシングの人気が高まっており、釣り場として開放されていない宮ヶ瀬湖は全国的に注目されている湖となっています。

５者間で締結をした基本協定書、さらに現在の社会的背景に鑑み、宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現を図ることは、本市のみならず、宮ヶ瀬湖周辺地域の発展に大きく寄与するものであると考えます。

令和６年度及び令和７年度においては、５者に加え、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化や振興などを図ることを目的として設立された公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を含めた６者で、「宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査」に取り組み、場所と運用手法によってはフィッシングが実現可能である結果を得られたことから、令和８年度においては、わかさぎの孵化放流や生息調査等、実証事業に向けた準備を行っております。

県においては、フィッシング利用の実現に向け、引き続き関係機関等と連携し、取組を進めるとともに、必要な予算の確保を要望します。

【要望の担当】

市長公室　政策部　観光政策課長　原　章裕　℡042-769-8236

３　市町村による独自の処遇改善によらない保育士等の確保に向けた支援

福祉子どもみらい局　子どもみらい部　次世代育成課

【要望事項】

国が市町村による独自の処遇改善によらず保育士等を確保できる仕組みを構築するまでの期間、市町村に対して保育士等の処遇改善を目的とした財政支援を実施すること。

【要望の説明】

令和６年１２月にこども家庭庁が示した保育施策の新たな方向性では、幼児教育・保育の政策重点を量の拡大から質の向上へと転換する必要が示されました。また、教育・保育の現場における子どもへの性暴力防止と子どもの心身の安全確保を目的とした「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が令和６年６月に成立し、同法に基づく取組は令和８年１２月２５日に施行されます。

こうした施策の確実な推進には、教育・保育の現場を支える保育士等の確保が不可欠です。しかし、厚生労働省の一般職業紹介状況によると、令和８年１月時点での保育士の有効求人倍率は３．８８倍と、全職種平均の１．２７倍を大きく上回り、深刻な人材不足が続いています。国においても保育士等の処遇改善に向けた取組が進められているものの、人材不足の解消には至っておらず、本市を含む多くの市町村が独自に処遇改善を図り、保育士等の確保に努めています。特に東京都や千葉県などでは、より手厚い処遇改善を行うために、域内の市町村に対して財政支援を実施している状況です。

しかしながら、このような自治体ごとの独自対応は一定の効果がある一方で、地域間で待遇や人材確保に格差や競争を生み出しており、他の地域での安定的な保育人材の確保を妨げる要因にもなっています。

県としては、令和６年５月に埼玉県、千葉県と連携し、国に対して「居住地域に依存しないこども施策の実現」を求め、自治体の財政状況による格差が生じないよう国の責任と財源による対応を要望しています。

この趣旨を踏まえ、国において市町村が独自の処遇改善に依存せずとも保育士等を確保できる制度が整備されるまでの間、市町村への処遇改善のための財政支援の継続的な実施を強く要望します。

【要望の担当】

こども･若者未来局　保育課長			風間　大祐	TEL042-769-8340
こども･若者未来局　こども家庭支援部	こども家庭課長		山口　幸司	TEL042-769-9811

４　医師の働き方改革に伴う二次救急医療体制の維持に向けた医師確保支援及び医療人材紹介事業の適正化

健康医療局　保健医療部　医療整備・人材課

【要望事項】

１　小児科をはじめとする二次救急医療体制を維持するため、医師の給与費、派遣に要する経費、休日・夜間の待機手当等について、実際の人件費を反映した財政支援を行うこと。特に、既存の小児救急病院群輪番制運営費補助について、補助基準額、対象経費及び補助率を拡充すること。

２　地域医療対策協議会及び地域医療支援センターを活用し、大学病院等からの医師派遣の縮小が救急医療体制に与える影響を把握するとともに、県内大学病院及び関係医療機関との医師派遣・配置調整を強化すること。

３　医療人材に係る紹介手数料について、上限又は合理的な標準料率の設定、手数料及び返戻金制度の透明化、短期間での転職勧奨の防止等、有料職業紹介事業の更なる適正化を国に強く働きかけること。

４　県においても、神奈川労働局と連携し、医療機関に対する相談体制の周知、紹介手数料等の実態把握、適正認定事業者の利用促進及び公的・無料職業紹介機能の充実に取り組むこと。

【要望の説明】

本市の二次救急医療は、複数の医療機関による輪番制と、大学病院等から派遣される医師の協力によって成り立っています。しかし、医師の働き方改革に伴う勤務時間管理の厳格化や医療人材の不足により、これまでと同様の派遣・当直体制を維持することが難しくなっています。

県では小児救急病院群輪番制に対する補助を実施していますが、医師等の人件費の上昇や、働き方改革に対応するための追加的な人員確保を踏まえると、現行の補助水準では医療機関の実負担を十分に補うことができません。

また、有料職業紹介事業については、国による情報公開等の取組が進められているものの、紹介手数料そのものは原則として事業者が設定できるため、医療機関の負担軽減には限界があります。救急医療を担う医療機関が、採用費用の増大によって診療体制を縮小することがないよう、財政支援と紹介事業の適正化に向けて、国へ働きかけるよう要望します。

【要望の担当】

健康福祉局　保健衛生部　医療政策課長　椎橋　誠子　TEL042-769-9230

５　中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援

健康医療局　保健医療部　医療整備・人材課

【要望事項】

中山間地域（津久井・相模湖・藤野）の持続可能な医療体制の確保に係る取組について、必要な支援を行うこと。

【要望の説明】

本市（相模原二次保健医療圏）の医師偏在指標は全国及び県平均より低く、診療所医師偏在指標においては県内最下位であり、さらに、市内の中山間地域とそれ以外の地域では医師配置状況に差があることから、中山間地域の医師偏在指標がさらに低いことは明白です。

本市では、この中山間地域にある６か所の市所管の診療所（※）に医師を安定的に確保するため、独自に地域医療医師修学資金貸付事業や地域医療医師寄附講座事業を実施しているところですが、修学医師のみでは不足している状況にあります。令和６・７・８年度において自治医科大学卒業医師が配置されているところですが、引き続き、本市の実情を踏まえ、医師配置の継続を要望します。

また、地域医療医師修学資金貸付事業や地域医療医師寄附講座事業については、多大な財政負担を伴っているところですが、地域医療介護総合確保基金等による財政的支援を受けることができていません。本市独自の事業ですが、間接的に県内における医師の地域偏在の是正等に寄与していることから、地域医療介護総合確保基金がより使いやすい基金となるよう、事業採用基準の見直しを強く要望します。

※令和９年度に内郷診療所に千木良診療所を統合し、内郷診療所を二診化体制とするため診療所は５か所・医師６名体制となる予定。

【要望の担当】

健康福祉局　保健衛生部　医療政策課　地域医療対策室長　須藤　広幸　TEL042-769-9230

6　公共交通の担い手確保に向けた取組の推進

県土整備局　都市部　交通政策課

【要望事項】

県民の生活を支える路線バス等の公共交通の担い手の確保に向けて、国や交通事業者等と連携した効果的な取組を主体的に推進すること。

【要望の説明】

公共交通を支える路線バス等の運転士不足が全国的な課題として叫ばれる中、担い手確保に向けた取組の重要性は益々増加しています。

特に、令和６年４月に施行された、運転士の働き方改革関連法である改正労働基準法及び改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第３６７号））に各交通事業者が対応することに伴い、運転士不足に一層の拍車がかかっています。現に、本市では中山間地域において令和９年３月末までに一部のバス路線を除いて路線の廃止が見込まれており、こうした状況に対応するため、コミュニティバスの運行区域拡大などにより地域交通の確保に取り組んでいるところですが、運行態様やダイヤの変更などにより県民の日常生活に影響が生じています。

そこで、県内事業者における人材確保・定着のため、乗合バス事業者のみならず、小型車両を活用したコミュニティバス等を運行する交通事業者の運転士の待遇改善に向けた、更なる支援金制度の拡充等を主体的に推進し、地域交通を支える担い手の確保に向けた効果的な対策を講じることを要望します。

〇バス運転者の将来推計と不足見込み



（出典：公益社団法人日本バス協会「国土幹線道路部会ヒアリング資料」）

【要望の担当】

都市建設局　まちづくり推進部　交通政策課長　長澤　孝　℡042-769-1395

7　広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進

県土整備局　都市部　都市公園課

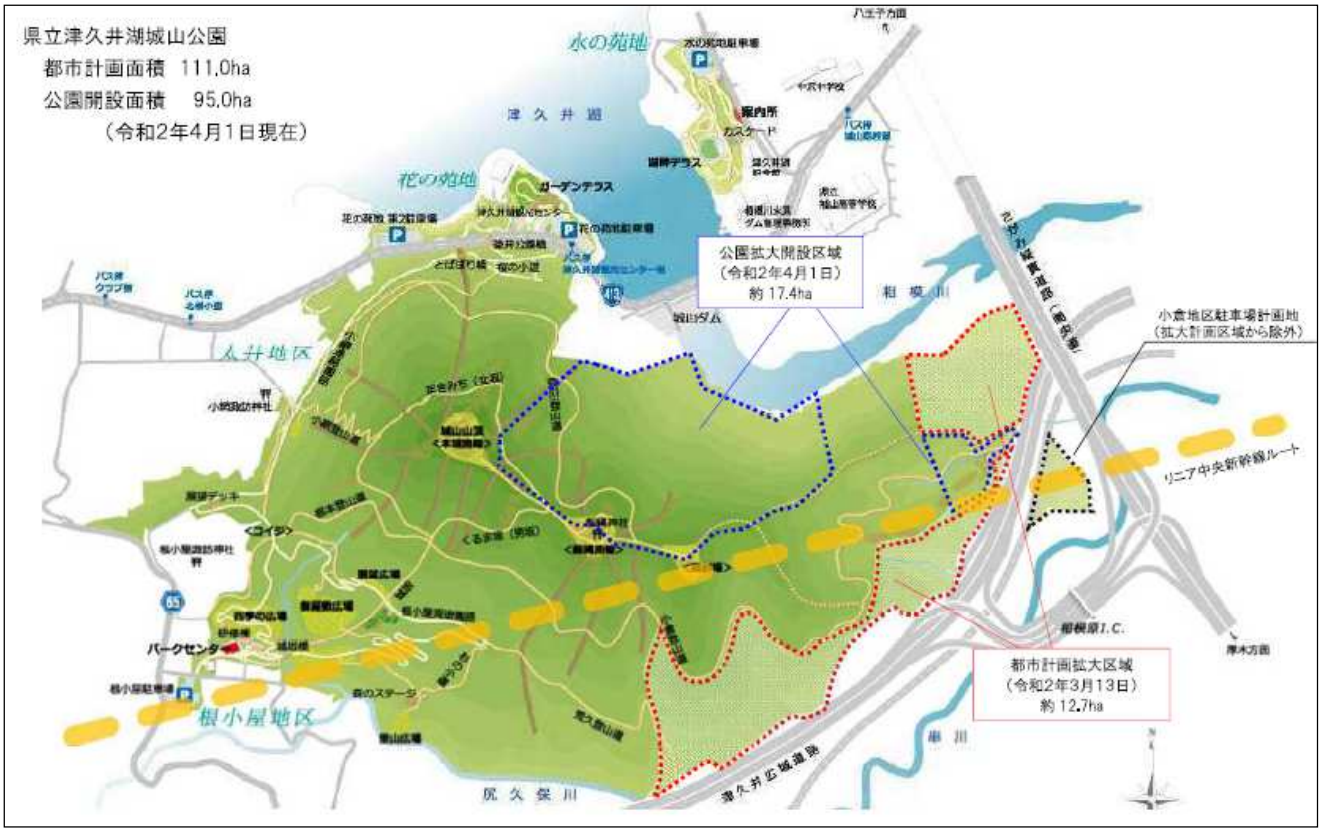
【要望事項】

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について､広域的な防災拠点としての機能の検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や津久井広域道路が交差する交通の要衝に位置していることに加え、今後、整備が予定されている拡大区域は平坦で広いスペースを有しています。

こうした中、県においては、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つとして、災害対応や広域的な防災拠点との考え方を示し、本市と災害時の活用方法について調整しているところですが、本市としても警察機関や自衛隊等が集結するための広域応援活動拠点としての使用等、広域的な防災拠点としての有効性が高い区域であることから、拡大区域を含む全域の開園に向けて、早期に事業を実施するよう要望します。



【要望の担当】

危機管理局	危機管理統括部	防災計画担当課長	関口　康之	TEL042-769-8208
環境経済局	環境部	公園課長	市橋　剛輝	TEL042-769-8243

８　学校給食費の負担軽減に係る財政支援及び学校給食法の改正等

教育局　指導部　保健体育課

【要望事項】

１　給食費負担軽減交付金の基準額について、国において毎年的確な調査を行い、実態と乖離の無いようにするとともに、地域の実情に応じてきめ細やかに行うサービスの提供等についても、地方自治体の創意工夫がいかせるよう、必要な財政支援を講じるよう国に働きかけること。

２　学校給食費の負担軽減について、制度の持続的な実施に向けて、地方財政に影響を与えることなく国の責任において恒久的な財源が確実に担保されるよう、学校給食法の改正も含めた制度設計とするとともに、中学校給食費についても早期に実施するよう国に働きかけること。

【要望の説明】

給食費負担軽減交付金の基準額は、令和５年度をベースとして約２年分の物価上昇率を見込んだ令和７年度ベースのものであり、本市を含む全指定都市の令和８年度の食材費見込額を下回るものでした。物価高騰は、次年度においてもその傾向が継続されるものと見込まれるため、各自治体の必要食材費と国の基準額との差額が生じることのないよう地域の実情を考慮した適時の額とする必要があります。

また、地域の実情に応じてきめ細やかに行うサービスの提供等についても、地方自治体の創意工夫がいかせるよう、必要な財政措置を講じるよう国に働きかけることを要望します。

国から示された「学校給食費の抜本的な負担軽減」については、「学校給食法」の改正は行わず、全国一律額の給食費負担軽減交付金を創設し、自治体に対する予算補助として実施していることから、制度の安定性や地域間格差の点において課題があります。また、小学校のみ抜本的な負担軽減がなされたことにより、中学校の保護者の不公平感が生じることが懸念されます。制度の持続的な実施に向けて、「学校給食法」の改正も含めた制度設計とするとともに、中学校給食費についても早期に実施するよう国に働きかけることを要望します。

○本市の給食食材費負担の実施状況（１食当たり）

実施時期	内　容
令和４年度　７月～　３月	（小・中学校）　１０円
令和５年度　４月～１１月	（小・中学校及びセンター校）　１５円
７月～１１月	（デリバリー校）　１５円
１２月～　３月	（小・中学校、センター校及びデリバリー校）３０円
令和６年度　４月～１０月	（小学校）　２１．１円
１１月～　３月	（小学校）　２４．０円
４月～１０月	（センター方式の中学校）　４８．５円
１１月～　３月	（センター方式の中学校）　５８．２円
１月～　３月	（デリバリー方式の中学校）　５４．４円
令和７年度　４月～３月	（小学校）　４０円 （中学校）　８０円
令和８年度　４月～３月	（小学校）　１７．８円 （中学校）　１００円

○本市の学校給食に係る無償提供の実施状況

実施時期	対象	一人当たり支援額
令和５年度 １月～３月	小学校及び義務教育学校（前期課程）	１５，３００円 （５，１００円×３ヶ月）
令和７年度 ４月～３月	小学校及び義務教育学校１年生	５８，３００円 （５，３００円×１１ヶ月）
令和８年度 ４月～３月	小学校及び義務教育学校（前期課程）	６０，５００円 （５，５００円×１１ヶ月）

※支援額については、実際の給食食材費を算定

【要望の担当】

教育局　教育環境部　学校給食課長　林　壮太　TEL042-707-7084

要望事項

９　県営水道と市営簡易水道の統合に向けた取組の推進

政策局　政策部　土地水資源対策課

【要望事項】

本市緑区の中山間地域における簡易水道について、県営水道との統合に向けた取組の推進を行うこと。

【要望の説明】

本市の水道は、給水人口ベースで９９．５％が広域水道である神奈川県営水道によって供給されているところですが、県民の水源地域である本市緑区の中山間地域の一部において、市営の簡易水道や組合営の小規模水道が点在しています。

本市ではこれまで、平成１８年３月及び１９年３月に市町合併により、旧津久井町及び旧藤野町が運営していた６つの簡易水道を引き継ぎ、平成２１年度から令和元年度まで、市営の簡易水道と統合することが合理的な簡易水道や小規模水道の統合整備を行い、現在は３つの簡易水道を運営しています。

市営の簡易水道については、高低差のある中山間地域に給水区域や水道施設が点在し、給水人口も少ないことから、給水効率が非常に悪く、本市では事業の経営健全化に向け、料金改定や業務効率化などの検討を行ってきたところです。

本市域の水道の供給に関しては、「水道法」において、本市の役割とされていることは承知していますが、本市の簡易水道に関しては、本市の大部分に水道を供給している県営水道のスケールメリットをいかして運営することが効率的です。

県においては、令和元年１０月に施行された改正水道法に基づき、県内の広域連携を推進するため、令和５年３月に「神奈川県水道広域化推進プラン」が策定されました。

当プランにおいては、広域連携は県内の圏域ごとに行うこととし、まずは業務の共同化から段階的に検討を進め、将来的には事業統合等の可能性も検討を行うこととされており、公営企業会計システムの共同化や水道メーターの共同購入等の取組が進められているところですが、本市の独自の事情を踏まえ、本市の簡易水道との統合に向けた段階的な取組の検討を進めるよう要望します。

【要望の担当】

都市建設局　下水道部　津久井下水道事務所長　白井　裕一　TEL042-780-1409

１０　自転車及び高齢者の交通安全対策の推進

くらし安全防災局　くらし安全部　くらし安全交通課
県警本部　交通部　交通指導課　交通総務課

【要望事項】

１　交通事故につながりかねない危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化などルール遵守につながる取組をより一層推進すること。
２　高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

【要望の説明】

本市は、全交通事故件数に占める自転車が関係する交通事故の割合が高く、令和８年度も中央区及び南区が１６年連続で自転車事故多発地域に指定されており、地域や関係団体と連携し、様々な対策に取り組んでいるところです。

また、高齢運転者による交通事故の増加が全国的な問題となっており、本市においても同様な状況です。

自転車利用者のルールやマナーの徹底や自動車の高齢運転者による交通事故防止対策については、県、警察、市や地域が一体となった取組が必要であると考えており、関係機関・団体の連携をより一層強化するとともに、効果的な対策が講じられるよう要望します。

１．ルールを守らない自転車運転者への指導の強化等について

本市でも、自転車事故の減少や自転車用ヘルメット着用率の向上のため、地域や警察、交通安全団体と連携し、啓発活動を行うなど様々な取組を行っています。令和８年４月からは、自転車の交通違反に対して、「交通反則通告制度」が導入され、交通ルールの遵守をより一層徹底していくことが求められています。制度の導入を契機として、自転車利用者の交通安全意識を向上させ、自転車事故のさらなる削減につながるよう、危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化など、交通ルール遵守の徹底に向けた取組をさらに進めるよう要望します。

２．高齢運転者の免許返納促進策について

県において、自主返納のインセンティブとして高齢運転者運転免許自主返納サポート制度を設け、賛同いただける企業等を増やすなどの環境整備に努めていただいていることは承知していますが、返納後の移動手段に不安を抱えるため自主返納を行えない高齢者等が、積極的に自主返納できるようにするための、バスやタクシーの割引制度など移動手段確保等の効果的な対策を講じられるよう要望します。

本市における自転車事故件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全交通事故件数	2,215 件	1,975 件	2,116 件	1,991 件	1,992 件	1,859 件	1,786 件
自転車事故件数	681 件	648 件	703 件	627 件	626 件	584 件	577 件
市自転車事故の構成率	30.7%	32.8%	33.2%	31.5%	31.4%	31.4%	32.3%
県自転車事故の構成率	23.3%	24.4%	25.1%	25.6%	24.9%	24.1%	25.7%

本市における高齢者事故件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R５	R6	R7
全交通事故件数	2,215 件	1,975 件	2,116 件	1,991 件	1,992 件	1,859 件	1,786 件
高齢者事故件数	746 件	672 件	745 件	683 件	694 件	628 件	636 件
市高齢者事故の構成率	33.7%	34.0%	35.2%	34.3%	34.8%	33.8%	35.6%
県高齢者事故の構成率	34.2%	34.0%	33.4%	33.4%	34.0%	34.3%	34.2%

【要望の担当】

市民局　交通・地域安全課長　井出　政之　TEL042-769-8229

１１　広域的な最終処分場の確保と外部委託処理に対する財政的支援

環境農政局　環境部　資源循環推進課

【要望事項】

県による広域的な一般廃棄物最終処分場の確保及び焼却残渣を外部の民間事業者へ委託処理することについて、循環型社会形成の推進と最終処分場延命の観点から、県の主導的な取組及び共に国に対して財政的支援の働きかけを行うこと。

【要望の説明】

ごみの安定処理のためには、最終処分場が必要不可欠であり、県内においては、単独自治体による新たな最終処分場の確保は容易ではなく、既設の最終処分場の残余年数も限られています。

新たな最終処分場の確保が難しい現状においては、県による広域的な一般廃棄物最終処分場の確保に向けて連携することが重要となります。また、並行して既設の最終処分場の延命化を図ることが必要であり、その方策の一つが焼却残渣の資源化です。

本市では、焼却残渣の資源化において、ごみを溶融スラグ化するガス化溶融炉を採用していますが、スラグ化の過程において処理しきれない焼却残渣については、その一部を県外の民間委託先において資源化しています。

自治体が最終処分場や焼却残渣の溶融施設を整備する場合には、国による循環型社会形成推進交付金の対象となっておりますが、現時点において、民間へ資源化処理を委託することについては、支援策が講じられていない状況です。

市町村の実情に応じて民間処理ルートを活用することは、最終処分量の削減やCO2の削減等による循環型社会の形成に貢献するものと思われることから、県の主導的な取組及び市町村と共に、国に対して財政的支援の働きかけを行うよう要望します。

【要望の担当】

環境経済局　環境部　清掃施設課長　増川　幸宏　TEL042-769-8246

１２　野生鳥獣の被害対策の充実

環境農政局　緑政部　自然環境保全課

【要望事項】

野生鳥獣による農作物被害及び生活被害の軽減を図るため、隣接都県と連携した広域的な対応や適切な個体群管理を推進するとともに、野生鳥獣に寄生して生息域を拡大させ、被害を及ぼすヤマビル等の対策を講じること。
また、ツキノワグマの広域的な対応や管理方針の検討について国へ働きかけるとともに、現行の保護制度や狩猟の自粛に関する取扱いについて見直しを行うこと。

【要望の説明】

山林や農地、湖、河川等が一体となった集落環境を形成する本市の中山間地域においては、野生鳥獣による農作物被害等が耕作意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大することで、集落そのものを衰退させる大きな要因の一つとなっています。

神奈川県においては、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど、本市の鳥獣被害対策事業の推進に、多大なる支援をいただいているところですが、引き続き、鳥獣被害の軽減、根絶に向けた支援策を講じるよう要望します。

１．ヤマビル・マダニの被害対策について

ヤマビルは、ニホンジカや登山者等を介して生息域を広げ、これまで被害のなかった地域で発生が確認されるなど、生活環境や観光への影響が拡大していることから、防除効果の高い手法の研究・普及を更に進めるとともに、補助制度の継続・充実について要望します。

また、本市において、マダニに刺されたことによりＳＦＴＳに感染した事例が発生しており、野生鳥獣を介した被害実態の把握を進めるとともに、感染リスクや刺された時の対処方法等に関する普及啓発の更なる推進について要望します。

２．宮ケ瀬湖周辺のニホンザル対策について

宮ケ瀬湖周辺のニホンザルは観光客等による餌やりによって人慣れが進み、生活被害や農業被害が増加しています。今後、リニア中央新幹線関連工事等により生息環境が大きく変化し、また、追い上げる区域が制限されることから、被害の軽減及び地域住民の安全確保のため、特に追い上げによる群れの管理が困難となっているダムサイト群の除去に向けた管理方針の整理を要望します。

３．ツキノワグマの取扱いの見直しについて

近年、本市においては、人里へのツキノワグマの出没及び錯誤捕獲が継続して発生しており、地域住民の不安が年々高まっています。本市は関東山地の末端に位置しており、市域の一部が関東山地保護管理ユニットの管理区域に入っていることから、「特

定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」における関東山地保護管理ユニットの関係行政機関へ神奈川県を位置付けるとともに、ＤＮＡ解析等の科学的知見を活用しながら、「関東山地」及び「富士・丹沢」２つの保護管理ユニットの統合を視野に入れた広域的な対応や管理方針の検討について国へ働きかけるよう要望します。

また、県においては、丹沢山地に限らず県域全体を対象とした生息状況調査を実施するとともに、その調査結果や出没の状況等を踏まえて、現行の保護制度や狩猟自粛の運用についても定期的かつ継続的な見直しを行うよう要望します。

【要望の担当】

緑区役所　区政策課長　井上　和彦　TEL042-775-8852

１３　県民の水がめとしての重要な役割を担う水源環境の保全・再生施策の充実等

環境農政局　緑政部　水源環境保全課 環境農政局　緑政部　森林再生課

【要望事項】

令和９年度から開始する「かながわ水源環境保全・再生基本計画」及び「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画（2027-2031）」（以下「次期計画」という。）について、引き続き市町村と連携して取組を進めるとともに、水源環境の保全・再生の取組を継続できるよう、十分な財政支援を行うこと。

【要望の説明】

本市は県内の上水道の水源の約６割を占める相模川水系を支える相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えており、県民の水がめとしての重要な役割を担う水資源を有しています。また、市域の約６割を森林が占め、豊かな水資源の確保のために重要な水源涵養機能を担っています。

かけがえのない県民共通の財産である豊かな水資源を守っていくため、保全・再生された水源環境を将来にわたり維持するための取組が必要であることから、次の事項について要望します。

１．水源環境の保全・再生施策に係る取組の推進

県では「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき、荒廃した森林の整備や生活排水処理対策などに取り組み、大きな成果を上げている一方、令和元年東日本台風等による大規模な森林被害など、施策開始当初は想定されなかった新たな課題も生じています。自然災害の激甚化・頻発化への対応やＳＤＧｓの推進、さらには脱炭素社会の実現など、近年の社会的課題を踏まえると、森林の適正管理は、今後ますます重要となってきます。

かけがえのない県民共通の財産である豊かな水資源を守っていくため、保全・再生された水源環境を将来にわたり維持するための取組が必要であることから、森林の適正管理に係る市有林、財産区有林及び私有林に対する支援や河川・水路における自然浄化対策の推進など、現行の水源環境の保全・再生施策を次期計画においても継続するよう要望します。

令和９年度以降も引き続き、県と市町村が連携した進行管理を行うともに、補助事業が多くの市町村で活用され効果的な計画となるよう、運用を行うことや、再生された森林を含め、財産区有林の維持・保全に資する支援を要望します。

２．生活排水処理に対する支援

本市では、富栄養化の状態にある湖の水質改善のため、相模湖、津久井湖などのダム集水域において、生活排水処理の取組として、公共下水道及び市設置高度処理型浄化槽の整備を進めてきましたが、水源環境の保全・再生のためには、合併処理浄化槽の普及促進による、更なる生活排水処理率の向上とともに、整備した高度処理型浄化

槽の適正かつ継続的な維持管理が必要となります。次期計画に基づき、十分な財政支援を要望します。

【要望の担当】

環境経済局	経済部　森林政策課長	松田　幸喜	TEL042-780-5270
都市建設局	道路部　河川課長	岩山　勇人	TEL042-769-8273
都市建設局	下水道部　津久井下水道事務所長	白井　裕一	TEL042-780-1410
緑区役所	区政策課長	井上　和彦	TEL042-775-8802

１４　子どもの学習進学支援事業補助金の制度改善

福祉子どもみらい局　子どもみらい部　次世代育成課

【要望事項】

子どもの学習進学支援事業補助金について、塾に通い始める中学校２年生や中学校３年生の４月から活用できるようにするなど、事業の趣旨に鑑み、経済的に不安を抱える家庭が活用しやすい補助制度に改善すること。

【要望の説明】

本市では、低所得者世帯や多子世帯の中学校３年生及び義務教育学校９年生へ学習塾代を支援するスタディクーポン事業を実施しています。

本事業は、県の「子どもの学習進学支援事業補助金」を活用して実施していますが、利用者からは、塾に通い始める中学校２年生や中学校３年生の４月から支給してもらいたいという要望が強くあがっています。

現在の県補助制度では、新年度４月１日以降の委託契約に対する補助となっているため、委託契約後のクーポン支給は７月上旬頃となり、支援を必要とする時期に対して利用開始時期が遅くなっています。

このため、本事業の対象学年を中学校２年生からとすることや、債務負担行為の設定により前年度中の契約を可能とすることで、より活用しやすい補助制度へ改善するよう要望します。

【要望の担当】

教育局　教育環境部　学務課長　宮澤　正樹　℡042-769-8282

１５　保育士宿舎家賃支援事業費補助の県補助対象の拡大

【３指定都市共通項目】

福祉子どもみらい局　子どもみらい部　次世代育成課

【要望事項】

県においては、国の補助期間を超えて保育所等が借り上げた保育士等の宿舎の家賃等を支援する市町村に対して最大１０年間を上限に補助する制度を令和７年度に創設したところだが、補助対象の自治体から指定都市及び中核市が除かれている。

県内全体として、保育人材の確保を進める必要性を鑑み、本市を含めた指定都市及び中核市を補助対象の自治体に含めること。

【要望の説明】

待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境を整備するためには、教育・保育の担い手となる保育士等の確保が必要不可欠ですが、厚生労働省一般職業紹介状況によると令和８年１月時点の保育士の有効求人倍率は、全職種の平均が１．２７倍であるのに対して、３．８８倍と大きく上回っており、人材の不足が深刻化しています。

こうした状況の中、国では、保育士等の就業の継続及び離職の防止を目的として、保育士宿舎借り上げ支援事業を実施していますが、同事業については、近年、補助対象期間の短縮、補助基準額の引下げ等、事業の規模が縮小されています。こうした動きは、保育士等の不足が深刻化している状況と逆行する動きであるとともに、東京都では、保育士等の処遇に対する手厚い支援を実施しており、本市も含め、東京都と接する神奈川県の自治体では、県外への保育人材の流出が懸念される状況であると認識しています。

こうした状況を踏まえ、県においては、国の補助期間を超えて保育所等が借り上げた保育士等の宿舎の家賃等を支援する市町村に対して最大１０年間を上限に補助する制度を令和７年度に創設したところですが、補助対象の自治体から指定都市及び中核市が除かれています。県内全体として、保育人材の確保を進める必要性を鑑み、本市を含めた指定都市及び中核市を補助対象の自治体に含めるよう要望します。

【要望の担当】

こども・若者未来局　保育課長　風間　大祐　TEL042-769-8340

１６　高等学校等における授業料支援施策の拡充

福祉子どもみらい局　子どもみらい部　私学振興課

【要望事項】

高校生等が通学する地域に関係なく、安心して学校に通うことができるよう神奈川県内の私立高等学校等の入学金・授業料の軽減を図る学費補助金について、県外私立高校通学者にも適用すること。

【要望の説明】

高等学校等の授業料については、国の高等学校等就学支援金（以下「国支援金」という。）の拡充により所得に制限が撤廃され、令和８年度からは４５７，２００円（全国授業料平均額）まで支援されることになりました。

現在、県内在住で県内設置の私立高等学校等に通う高校生への学費補助は、国支援金や神奈川県の学費補助金により、授業料（年額４８万円上限）や入学金が支給されていますが、県外私立高等学校等は対象外となっています。

一方で、東京都は国支援金や私立高等学校等授業料軽減助成金により、授業料（年額５０万１千円上限）の支給に加え、都外設置校も対象となっています。

東京都と隣接している本市では、県外私立校に通う生徒や保護者から、県内在住に関わらず学費補助金制度が適用されないことに関する不満の声が寄せられており、東京都との地域制度格差から生産年齢人口の減少に繋がることを危惧しています。

こうした状況から、公平性を確保するため、県外校の在学者まで対象を拡大するよう要望します。

【要望の担当】

教育局　教育環境部　学務課長　宮澤　正樹　TEL042-769-8282

１７　障害者に係る地域生活支援事業費等補助金の適切な財政措置

【３指定都市共通項目】

福祉子どもみらい局　福祉部　障害福祉課

【要望事項】

地域生活支援事業費等補助金について、地域の実態に即した支援事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が確実に２分の１になるよう予算の確保を市と連携して国へ要望するとともに、県においても所要額を確保すること。

【要望の説明】

地域生活支援事業は、国庫補助金の対象事業の経費に対して国が認める基準額が大きく下回っているため、本市への実質的な補助率は４分の１程度、県補助金の実質的な補助率は７分の１程度となっており、財政的な負担が課題となっています。

このことから、地域の実態に即した支援事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が確実に２分の１になるよう基準額の算定方法の見直しによる予算の確保を市と連携して国へ要望するとともに、県においても所要額を確保するよう要望します。

補助金の交付状況　（単位：千円）

	対象経費	国補助額	県補助額
令和２年度	969,259	327,929	161,933
		33.8%	16.7%
令和３年度	951,247	337,379	168,688
		35.5%	17.7%
令和４年度	1,007,732	338,887	162,336
		33.6%	16.1%
令和５年度	1,050,869	289,520	144,758
		27.6%	13.8%
令和６年度	1,011,018	293,364	146,681
		29.0%	14.5%
令和７年度	940,709	248,759	119,873
		26.4%	12.7%

【要望の担当】

健康福祉局　地域包括ケア推進部　高齢・障害者支援課長　髙﨑　善幸　℡042-769-8355

１８　広域交通網の整備への支援

県土整備局　都市部　交通政策課

【要望事項】

小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」で示された収支採算性等の課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援を行うこと。

【要望の説明】

小田急多摩線延伸（唐木田～上溝）については、これまでも小田急多摩線延伸に関する関係者会議への参画など、支援されているところです。また、「かながわ交通計画」においては、上溝以西の田名地区、愛川・厚木方面への延伸について、構想路線として位置付けられたところです。

交通政策審議会答申第１９８号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、①収支採算性、②費用負担のあり方を含む事業計画の十分な検討、③都県境を跨ぐ路線として関係地方公共団体の協調による検討が課題として示されている中、延伸の実現に向けて、こうした課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援を要望します。



【要望の担当】

都市建設局　まちづくり推進部　交通政策課長　長澤　孝　℡042-769-1395

１９　都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援

教育局　指導部　高校教育課

【要望事項】

県立高等学校への通学が長時間を余儀なくされるなど、通学上の特別な事情がある特定の地域（藤野地区及び相模湖地区）に居住する生徒が、隣接する地域の都立高等学校へ進学することができる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけること。

【要望の説明】

本市の津久井地域においては、県立高等学校が少ないことや交通の状況から、厳しい通学環境におかれている生徒が多くいます。

特に、藤野地区・相模湖地区の生徒が県立高等学校に通学するためには、バスで最寄り駅へ行き、ＪＲ中央線八王子駅を経由し、横浜線沿線の橋本、相模原方面に向かうこととなり、非常に長時間の通学を余儀なくされることから、通学の利便性が高いＪＲ中央線沿線の東京都立高等学校への進学を希望する生徒が一定数おり、相模湖まちづくり会議や本市教育委員会などにおいても、継続した要望があります。

さらに、バス路線の廃止が決定しており、代替手段の整備が進められていますが、居住地域によっては、これまで以上に交通費が掛かるほか、市内にある県立高等学校は、平成２１年以降、４校がなくなり、今後、相模田名高等学校と上溝南高等学校の統合も決定しており、近隣の県立高等学校の選択肢も減っている現状があります。

また、私立高等学校については、就学支援制度の変更はあったものの、支援されない学用品や施設維持費などは、公立高等学校よりも高額であり、家庭の経済負担は少なくありません。

こうしたことから、本市の特定の地域（藤野地区及び相模湖地区）に居住する生徒が都立高等学校へ進学することが可能となる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけることを要望します。

【要望の担当】

教育局　学校教育部　学校教育課長　菅原　勝　TEL042-769-8284

２０　県立特別支援学校における視覚・聴覚部門の設置

教育局　支援部　特別支援教育課

【要望事項】

市内の県立特別支援学校高等部において視覚・聴覚部門を設置すること。

【要望の説明】

本市では、県立相模原中央支援学校の小・中学部に視覚・聴覚部門が設置されており、市内在住で学びの場に視覚・聴覚部門が適当であると判断された児童生徒が通学しているところです。

しかし、同校の高等部には、視覚・聴覚部門が設置されておらず、進学を希望する生徒は市外・県外への遠距離通学又は寄宿舎で家族から離れての生活を余儀なくされており、生徒や保護者の経済的・心理的負担が大きい状況となっています。

つきましては、視覚・聴覚部門に該当する生徒の高等部進学に当たっての負担軽減、地域において充分な学びの場を確保するために、相模原中央支援学校をはじめとした市内全域の県立特別支援学校の高等部において、視覚・聴覚部門を設置することを要望します。

相模原市内の特別支援学校

学校名	部　別	分教室
津久井支援学校	小・中・高（知的障害・肢体不自由）	
相模原支援学校	小・中・高（知的障害）	橋本分教室
相模原中央支援学校	幼・小・中（視覚障害・聴覚障害） 小・中・高（知的障害・肢体不自由）	

【要望の担当】

教育局　支援教育課長　西内　一裕　TEL042-707-7339

２１　交番の効果的な設置及び再編

警察本部　地域部　地域総務課

【要望事項】

交番の設置等について、地域の要望等を踏まえた効果的な計画とすること。

【要望の説明】

県警察においては、「神奈川県警察交番等整備基本計画」に基づき、令和７年度末で県内８箇所の交番を統合し、令和８年度末にはさらに２箇所の交番を統合する予定であると承知しています。

交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であるため、市内各自治会等から５箇所への新設等の要望があります。

このうち、町田駅南口地区については、現在市有地に民間交番を設置しておりますが、２４時間の防犯対策が必要であることから、交番設置を地域から強く切望されている状況です。町田駅南口の治安を懸念している市民が多い現状を踏まえると、市としても交番設置の必要性が高いと考えています。

また、大野台地区については、相模原南警察署の神奈川県高相合同庁舎敷地内への移転後においても地域の治安を維持できるよう、地域から交番設置を要望する声が高まっています。

矢部駅については、ＪＲ横浜線沿線（市内）で、矢部駅を除きすべての駅前に交番が設置されている中、市民の行き来が多い駅前への交番設置の声が地域住民から寄せられています。

こうしたことから、市内各地区の設置要望や人口、事件、交通事故の発生状況その他の地域特性を踏まえて効果的な設置及び再編を進めることを要望します。

交番設置等要望箇所（５箇所）

区名	警察署	要望数	要望地区
中央区	相模原警察署	3	下九沢方面、矢部駅、田名（移設）
南区	相模原南警察署	2	大野台、町田駅南口
各区合計		5	

【要望の担当】

市民局　交通・地域安全課長　井出　政之　℡042-769-8229

２２　宇宙関連産業の集積及び拠点化の推進【新規】

産業労働局　産業部　産業振興課
産業労働局　産業部　企業誘致・国際ビジネス課

【要望事項】

宇宙関連産業の更なる集積に向け、市内企業との共創・マッチング、宇宙関連企業の誘致やスタートアップ創出の拡充と、リニア駅周辺のまちづくりにおける「研究開発拠点」の形成・整備を推進すること。

【要望の説明】

本市は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）相模原キャンパスの立地や、高度な技術を有する製造業の集積をいかし、企業誘致やスタートアップ支援等を通した宇宙関連産業の集積に積極的に取り組んでいます。

宇宙産業は、国の成長戦略における戦略１７分野にも指定されており、今後の成長が期待される分野であることから、本市を含む県内の産業活性化、イノベーションの創出においても極めて重要な産業です。

つきましては、本市における宇宙関連産業の集積及び更なる活性化を図るため、次の事項について要望します。

１．市内企業との共創・マッチング支援の拡充

橋本駅周辺に設置された宇宙関連企業交流拠点（ＫＡＮＡＧＡＷＡ　Ｓｐａｃｅ　Ｖｉｌｌａｇｅ）をはじめとする共創の場を一層活性化させ、企業・大学・研究機関の連携強化や、宇宙関連企業と市内企業とのマッチング支援を拡充すること。

２．本市への宇宙関連企業の誘致及びスタートアップ創出支援の拡充

県と市の共同事業である「相模原市・橋本駅を中心とした広域スタートアップ支援ネットワーク形成事業（Ｇｒｅａｔｅｒ　Ｌｉｎｅａｒ　Ｓｔａｒｔｕｐ　Ｎｅｔｗｏｒｋ）」や、県の企業誘致施策である「セレクト神奈川ＮＥＸＴ」を更に拡充し、宇宙関連企業の本市への誘致を強力に推進するとともに、宇宙関連スタートアップの創出支援を拡充すること。

３．リニア駅周辺のまちづくりにおける「研究開発拠点」の形成・整備の推進

リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）周辺のまちづくりにおいて、宇宙関連産業をはじめとした多様な産業の先端技術を有する企業等を核とした研究開発拠点の形成・整備を、市とともに推進すること。



＜参考＞
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
（ＪＡＸＡ）相模原キャンパス

【要望の担当】

環境経済局　経済部　地域経済政策課長　丸小野　美紀　℡042-707-7542

令和９年度

県の予算・制度に関する要望書

相模原市　市長公室　政策部　政策課
〒252-5277　相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
TEL　042－769－8203　　FAX　042－754－2280
seisaku@city.sagamihara.lg.jp